

## 移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ

代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 櫻井 務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	該当なし	

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。(毎年度継続実施)	適切なお客様対応を実施した。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。(毎年度継続実施) モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)	運行状況等の情報提供及び適切なお客様対応を実施した。
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)	お客様への適切な案内を実施した。
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)	ホームページ上で駅構内図の情報提供を実施した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	計画どおり資格を取得した。 (サービス介助士5名、交通サポートマネージャー2名)
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	58人の社員に対して研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえた内容に見直す。(毎年度継続実施)	対応事例を踏まえ、「合理的配慮の提供等事例集(平成29年11月内閣府発行)」から抜粋し、マニュアルに反映した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間で情報共有等を実施した。

(3) その他

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットフォームの数	段差が解消されているプラットフォームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数	転落防止のための設置の有無
芝浦ふ頭駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	5,090人	○	○	○	1	1	2基(2)	2基(2)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
お台場海浜公園駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	16,899人	○	○	○	1	1	1基(1)	2基(2)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
青海駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	11,884人	○	○	○	1	1	2基(2)	2基(2)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
東京ビッグサイト駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	16,690人	○	○	○	1	1	1基(1)	4基(4)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
(合計)計4駅				4駅	4駅	4駅	4	4	6基(6)	10基(10)	0基	箇所	4駅	4駅	4駅	4駅	4駅	4	4駅

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第2号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

- 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- プラットフォームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットフォームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 段差が解消されているプラットフォームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットフォームとの間の経路の段差が解消されているプラットフォームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットフォームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットフォームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和元年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ

代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 櫻井 務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
7500系車両	新型車両の7500系を4編成導入する。(2019年度)	計画どおり導入した。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるバリアフリー情報等の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。(毎年度継続実施)	計画どおり実施した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間で情報共有等を実施した。
--

(3) その他

--

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	13編成 (78両)	13編成 (78両)	13編成	0編成	13編成	13編成	0編成
(合計)	13編成 (78両)	13編成 (78両)	13編成	0編成	13編成	13編成	0編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。

4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。

5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和元年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 櫻井 務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新橋駅	新橋駅の連絡通路エレベーターについて、所有者である東京都建設局と適合に向けた改修等の協議を行う。(2019年度)	東京都建設局と大規模修繕計画の中で継続して協議している。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	乗降時の補助を行うとともに利用列車の停車時間を調整する。また、駅に係員が不在の際は、お客様から駅インターホンでの連絡を受け次第、近隣駅などから急行し対応する。(毎年度継続実施)	適切なお客様対応を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
文字、映像による情報提供	各駅の改札付近に設置している視認性の高いお客様案内ディスプレイで、文字や映像により、列車の運行状況等を情報提供する。(毎年度継続実施) モニター付インターホン、筆談器、タブレット端末等を用いたお客様対応を行う。(毎年度継続実施)	運行状況等の情報提供及び適切なお客様対応を実施した
点字パネル・音声による情報提供	改札階、ホーム階で音声案内を行う。また、駅構内案内図、トイレ案内図、精算所には、点字パネルと音声ガイドを設置し、案内を行う。(毎年度継続実施)	お客様への適切な案内を実施した。
駅構内図の情報提供	エレベーターや誰でもトイレ等の位置を明示した駅構内図をホームページで情報提供する。(毎年度継続実施)	ホームページ上で駅構内図の情報提供を実施した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士及び交通サポートマネージャーの資格取得促進	介助、コミュニケーションスキル習得を目的とした当該認定資格を計画的に社員へ取得させる。(毎年度継続実施)	計画どおり資格を取得した。 (サービス介助士5名、交通サポートマネージャー2名)
障害者高齢者対応研修の実施	移動困難者の状況を体験し、実践的なサポート方法を学ぶための研修を駅係員に実施することにより、バリアフリーに対する意識を高める。(毎年度継続実施)	58人の社員に対して研修を実施した。
障害者高齢者対応マニュアルの更新	障害の種類に応じた配慮や障害者への理解といった基本的事項について、適宜、駅係員のお客様対応事例を踏まえ内容に見直す。(毎年度継続実施)	対応事例を踏まえ、「合理的配慮の提供等事例集(平成29年11月内閣府発行)」から抜粋し、マニュアルに反映した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間で情報共有等を実施した。

(3) その他

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況（軌道停留場ごとに記入）

（令和2年3月31日現在）

軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有人停留場、無人停留場の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の有無	障害者対応型の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設置の有無
新橋駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	63,123人		○	○	1	1	3基(2)	10基(10)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
汐留駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	8,755人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
竹芝駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	4,508人	○	○	○	2	2	2基(2)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
日の出駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	2,322人	○	○	○	1	1	2基(2)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
台場駅	東京臨海新交通臨海線	東京都港区	21,421人	○	○	○	1	1	1基(1)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
東京国際クルーズターミナル駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	3,191人	○	○	○	1	1	2基(2)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
テレコムセンター駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	12,140人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
有明駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	5,818人		○	○	2	2	4基(4)	5基(5)	0基	箇所	○	○	○	○	○	2	○
有明テニスの森駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	5,022人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
市場前駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	11,393人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
新豊洲駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	6,796人	○	○	○	1	1	3基(3)	3基(3)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
豊洲駅	東京臨海新交通臨海線	東京都江東区	28,916人		○	○	1	1	2基(2)	5基(5)	0基	箇所	○	○	○	○	○	1	○
(合計)計12停留場				9停留場	12停留場	12停留場	14	14	31基(30)	47基(47)	0基	箇所	12停留場	12停留場	12停留場	12停留場	12停留場	14	12停留場

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

- 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
- 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。

7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和元年度）

住 所 東京都江東区有明3-13-1

事業者名 株式会社ゆりかもめ

代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長 櫻井 務

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内案内表示器によるバリアフリー情報等の提供	車両の乗降口上部に設置された液晶画面の車内案内表示器により、次の停車駅のバリアフリー情報等を提供する。 (毎年度継続実施)	計画通り実施した。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

他事業者との連絡会等の場を活用し、乗り継ぎ旅客等の対応について、事業者間で情報共有等を実施した。
--

(3) その他

--

II 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
案内軌条式鉄道	14編成 (84両)	14編成 (84両)	14編成	0編成	0編成	14編成	0編成
(合計)	14編成 (84両)	14編成 (84両)	14編成	0編成	0編成	14編成	0編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第5号様式)

- 注1. 軌道の種類の欄には、普通（特急等車両）、普通（その他）、懸垂式、跨座式、案内軌条式、無軌条電車又は浮上式の別を記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
3. 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項、第3項及び第5項の基準に適合している編成の数を記入すること。
4. 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第34条及び第35条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
5. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
6. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
7. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。